

『婦女鑑』の研究

—徳目構成と例話内容の分析を通して—

越 後 純 子*

A Study on *Fujokagami*:

Through the Analysis of the Composition of Items of Virtue and the Contents of Exempla

ECHIGO Junko

abstract

Fujokagami is a morals textbook for girls, written in biographical style, published in 1887, and edited according to the Empress's wishes by Shigeki Nishimura, who was an official in the Department of the Imperial Household. It is composed of 120 exempla in six volumes and was written as a supplement to *Yogakukoyo* (1882).

This paper examines the contents of exempla in *Fujokagami* along with items of virtue written in its manuscript and compares it with *Yogakukoyo* and with other morals textbooks for girls that were written in biographical style and published in the former half of the Meiji Era. In addition, this paper also compares *Fujokagami* with *Shogakushushinkun* (1880) edited by Nishimura.

The results indicate that the distinguishing feature of *Fujokagami* is its description about various virtuous conducts of Japanese, Chinese, and Western women, and that there are similarities between *Fujokagami* and the maxims for girls in *Shogakushushinkun*. It is understandable that Nishimura composed the contents of *Fujokagami* by considering the items of virtue that he had thought to be important for women from the time of editing *Shogakushushinkun*.

Keywords : *Fujokagami*, morals textbook, Shigeki Nishimura, *Shogakushushinkun*, *Yogakukoyo*

はじめに

女性の模範的徳行の例話を列記した列伝形式の女子用修身書は、女性の目指すべき模範像が具体的に示されている、という点で注目すべき書物である。近世において中国の劉向『列女伝』（前漢時代に成立）に倣って成立し発達してきた列伝形式の女訓書の系譜は、近代においても継承され、新たに多数の書が編集されて、教科書としても使用された。

このうち『婦女鑑』（1887（明治20）年）は、明治天皇の皇后の内意を受けて、宮内省文学御用掛であった西村茂樹によって編纂されたこと、天皇の内意を受けて元田永孚が中心となり編纂した『幼学綱要』（1882年）の補遺として作成されたこと、華族女学校の教科書に充てられる目的で作成され、実際に皇后が行啓し生徒に下賜したこと等、特筆すべき成立事情を有する¹⁾。全6巻、120の例話で126人²⁾の掲載は、当時としては他書を量的に圧倒している。明治前期の宮内省蔵版の修身書には『明治孝節録』（1877年）『幼学綱要』『婦女鑑』があるが、

キーワード：『婦女鑑』、修身書、西村茂樹、『小学修身訓』、『幼学綱要』

*平成21年度生 人間発達科学専攻

宮内省から修身教科書が出されたのは「異例なこと」で「皇室と道德教育という点で特に注目すべきものがある」とされる³⁾。このような点で『婦女鑑』は注目すべき修身書と考えられるが、主に成立事情から「儒教主義」の書とされたり、刊本に徳目分類・説明文・訓言などの記載が全く無いため、凡例の記述から「孝行」「貞節」「母道」「慈善」の4徳目を扱った書とされることが多かった⁴⁾。これに対し筆者はこれまで、宮内庁書陵部所蔵の編纂稿本を検討し、編纂過程で12の徳目（孝行・友愛・婦道・勤儉・慈善・母道・忠誠・愛国・識見・才学・処変・雑徳）が数段階を経て決定されたことを明らかにし、稿本記載の各徳目の説明文⁵⁾を分析しその内容を明らかにした⁶⁾。そこで本稿ではこれを更に進めて、実際の例話内容を詳しく検討することにより、徳目の内容について掘り下げ、その特質を探ることとしたい。

先行研究では、『婦女鑑』に関する比較的詳しい論考として、筆者と同様に稿本を用いたものに西谷成憲の研究があり、徳目構成や例話の原典等を取り上げているが、具体的な例話内容に踏み込んでの検討は行われていない⁷⁾。国文学研究では、徳田進が「婦女鑑と孝子説話」という節を設けて列伝形式の書の系譜の中で論じているが、例話内容の検討は「孝行」にとどまっている⁸⁾。女性史研究では、若桑みどりが、皇后の御真影の卓上の書物を『明治孝節録』と『婦女鑑』と推定し、「和順・貞節という儒教的な女性道德の教育を、女性国民に課す内容であった」と儒教的女性道德教化の象徴物とみなし、19話を挙げて「孝貞和順の儒教的女訓は脈々と生き」ており「皇后の洋装と同じく、着せかえられたもの」と結論付けている。更に「女性たちを国家の重要な一員として尊重し、その義務を教え」るため「皇后は一家を支える強い女性たちの教えを『婦女鑑』で示した。また明治二十年代から「良妻賢母教育」が叫ばれたのも同じ理由である」としているが、例話の検討は主に稿本の分類の「婦道」「慈善」「才学」（「才学」は例外として掲載）に集中している⁹⁾。このような一部の例話の検討から、これを儒教的な象徴物と形容し、「良妻賢母教育」の目的と同類と判断できるのか、疑問である。

この他の教育史や女性史研究等では、例えば小山静子は、文部省『高等女学校用修身教科書』（1901年）発行以前の修身用教科書を列記した中に『婦女鑑』を挙げ、これらの書は「個人道德や家族道德が徳目のほとんどを占め、対社会道德や対国家道德はほとんど言及されていないという特徴をもっていた¹⁰⁾」としているが、具体的な徳目や例話内容の検討は行われていない。また片野真佐子は、「孝行」「貞節」に加えて、広く「母道」「慈善」にわたる事績を列挙し、俗にいう「女大学」の三従四行七去から三従七去を抜き取り、四行、すなわち「婦徳」「婦言」「婦容」「婦工」の徳目を主軸にかかげていた。¹¹⁾としているが、「婦徳・婦言・婦容・婦工」（儒教の「四行」又は「四徳」）は序に記載の表現で、これも凡例と序の記述をもとにした解釈である。

このように、例話内容は凡例や序の記述をもとに評価されている場合が多く、多少検討されていても一部の例話に限られている。『婦女鑑』研究では、成立事情や普及状況のみでなく、女子教育史や西村茂樹の思想などと関連した検討が必要となる。それぞれは別の機会に扱うが、これに際しては『婦女鑑』の全体像及びその特質の正確な把握が重要で、内容全体を書誌的に研究する作業が必要と考えられる。そこで本稿では、まず例話内容を、稿本記載の徳目に沿って検討し、その上で、『幼学綱要』及び西村が『婦女鑑』編纂前に選録した『小学修身訓』などとの関係を比較検討し、その特質について考察する。

1 『婦女鑑』の徳目別例話数と例話内容

刊本には徳目の分類記述がないが、宮内庁書陵部所蔵の稿本「婦女鑑原稿」¹²⁾を参照し、稿本記載の徳目別（「第一」等の序数は省略）に刊本の例話数をまとめると表1ようになる。「婦道」の例話が最多で、次に「慈善」、次いで「母道」「処変」が多い。

「孝行」の例話では、親の看病・孝養（ルウキズ）「路易斯女」「福依売」（サチヨリメ）「孝女密茲」（ミシ）「新約克の孝女」（ニューヨーク）、「齊太倉女」（セイノクサイサウ）「珠崖二義」（シュガイ）「哈德遜河の孝女」（ハドソンガハ）、「親の死を悼む孝心」（キヌスヒノカナツグノムスメ）「衣縫金継女」）が取り上げられている。「婦女鑑原稿」の説明文（以下、稿本の説明文と記す）には「家ニ在リテ最初ニ務ムベキ德行ハ、父母ニ孝ヲ尽スノ事ニシテ、其他ノ德行ハ皆之ニ次グ者ナリ」「孝行ニ男女ノ別ナシ」（「婦女鑑原稿」巻一、2丁オ）と、「孝行」が男女共に最重要であることが示されている。

「友愛」の例話（「富女」（トミ）「黒連窩加」（ヘレンウオーカー）「百底安波」（ヘチーアムボス））では、兄弟姉妹の危機を救おうとした行動に焦点が当てられ、稿本の説明文では「姉妹ハ兄弟ト異ナルコトナシ」（同19丁オ）と、これも男女ともに必要な德行であるこ

表1 刊本『婦女鑑』の徳目別例話数

	「婦女鑑原稿」 記載の徳目名	日本	中国	西洋	計(話)
卷一	孝行	3	2	3	8
〃	友愛	1	0	2	3
卷一・二	婦道上・下	9	3	9	21
卷二	勤儉	2	0	0	2
卷三	慈善	1	1	17	19
卷四	母道	5	10	3	18
〃	忠誠	1	0	2	3
〃	愛国	0	0	3	3
卷五	識見	4	8	0	12
〃	才学	1	1	3	5
卷六	処変	6	6	6	18
〃	雑徳	1	2	5	8
計(話)		34	33	53	120

「脱勒辺夫人」〔任善徳弗の妻〕が採り上げられており、稿本の説明文の「古ヨリ男子ノ大業ヲ成セルハ、良妻ノ助ニ頼ル者多シ、婦人ノ事功決シテ小ナリト謂フベカラザルナリ」(同28丁オ)という言に合致する。このように、家を治めるための徳目内容が基本に据えられると同時に、夫の助力者となるだけの才学や教養を備えた女性も望まれている。

「勤儉」の例話(「鐘尾ふで女姉妹」「二村清助妻衛女」)は、稿本の説明文に「縦令父母夫兄ノ助ヲ失フト雖トモ亦能ク家ヲ保ツコトヲ得ルノ例ヲ示セル者ナリ」(「婦女鑑原稿」巻二、28丁オ)とある通り、父母夫兄の助けを失った際によく家を保った例である。

「慈善」の例話では、貧困者・老人等の救済(「鈴木宇右衛門妻」〔厚瓦徳の妻〕〔少女馬利〕、貧者同士の救済(「貧老嫗」〔担水夫惹克面の妻〕〔利禰〕〔維匡〕)、人命救助・病人看護(「額黎咄林」〔特多里蒙〕〔瓊姫〕)、獄中の罪人の教導(「撒拉馬丁」〔以利沙伯弗来〕)、慈善事業や学校設立などの公益(「馬理夫人」〔以撒伯拉額拉罕〕〔安那〕〔維爾孫夫人〕〔聚侃〕)といった内容が扱われており、いずれも人並みでない社会的善行をした女性が模範とされている。稿本の説明文では「実ニ仁愛慈善ハ婦人ノ行事ノ最モ貴キ者」(「婦女鑑原稿」巻三、1丁オ)とされている。

「母道」の例話では、不適切な行為をした子を訓戒し(「清水太郎左衛門母」〔魯季敬姜〕〔鄒孟軻母〕〔楚子発母〕〔斉田稷母〕〔陶侃母〕等)、子をよく戒め教え(「湯浅元禎母」〔楠正行母〕〔成田喜起母福島氏〕〔王孫氏母〕〔二程母〕〔舌弗爾の母〕等)、子を立派に成長させた(「華聖頓の母」〔俄義的の母〕〔小出大助妻志知子〕等)といった母の話が挙げられ、母の教育や訓戒の重要性が取り上げられている。

「忠誠」の例話(「忠女福」〔藍巴耶〕〔白倫透〕)では、「忠誠」の対象は夫ではなく、雇い主等である主人への「忠誠」が称えられている。稿本の説明文には「一国ノ君ニ事フレバ忠ヲ其君ニ尽シ、一家ノ主人ニ事フレバ、忠ヲ其主人ニ尽ス、其事フル所異ナリト雖トモ、其忠タルハ一ナリ」〔婦人ト雖トモ亦宜シク此道ヲ守ルベキコトヲ示〕(「婦女鑑原稿」巻四、40丁オ)とあり、女性でも忠誠を守るべきことが示されている。

「愛国」の例話は全て西洋の話で、自国の勝利の原動力となった女性の愛国心と武勇(「若安達亜克」〔アゴスチナ〕)、女性を集め肌着を作り軍人に給した行為(「撒拉倍渉」)が称賛されている。稿本の説明文でも「婦人ニモ亦愛国ノ情無カルベカラズ、北亜米利加国独立戦争ノ時婦人女子ニ至ルマデ皆愛国ノ精神ヲ奮揚シタリシコト当時ノ史籍ニ昭々タリ」(「婦女鑑原稿」巻五、29丁オ)と、アメリカ女性の愛国心が例示されている。

「識見」の例話では、家臣や息子の驕奢の念を戒める女性(「徳川秀忠乳母」〔徳川吉宗母巨勢氏〕)、夫などの不適切な考えや行動を諫めたり、物事の成り行き・人物の力量を見抜く女性(「斉桓衛姫」〔晋文齊姜〕〔曹僖氏妻〕〔晋羊叔姬〕〔衛姑定姜〕〔楽羊子妻〕〔徳川頼宣母蔭山氏〕〔趙將趙括母〕)等が採用されている。稿本の説明文に「古来婦人ニシテ其識見却テ男子ニ勝レル者アリ、亦奇ナリト謂フベシ、凡ソ達識遠見アル者ハ利害成敗胸中ニ瞭然

とが示されている。

「婦道」の例話では、夫や舅姑への奉仕、儉約、子の教育など、家の中をよく治める妻(「黒柳孝女」〔イナフゴウケン ハル アヤベミチヒロ シチ〕)〔稲生恒軒妻波留子〕〔綾部道弘妻志知子〕〔王受命妻〕等)が模範とされ、稿本の説明文の「人ノ婦タルノ道ハ一ニシテ足ラズ、其徳ヲ称スレバ和順ト云ヒ、家ヲ治ムト云ヒ、子女ヲ教フト云フ」(同28丁オ)という言に合致する。再婚話を断り難病の夫を看病する妻(「農夫忠五郎妻」〔サヨメ女〕〔蔡人妻〕〔マルグリット〕)、夫が苦境に遭う妻(「亜耳巴地侯の夫人」〔美濃部伊織妻〕)の話では、夫を捨てない意味で「貞節」がしばしば語られる。他に、夫に節義を勉める妻(「毛利勝永妻」〔ベスカラ フアジナト〕)〔百斯加拉侯匪地難多の夫人微多利〕、学者や芸術家や政治家である夫の仕事の助力者になる妻(「安弗拉斯曼」〔バウ克蘭ド フーベール ハミルトン ナイフル ミル フアラディ 呼倍爾。哈密爾敦の妻〕〔奈蒲爾。弥爾。発拉第の妻〕

タルヲ以テ、事ヲ処スルニ常ニ独知ノ明アリ」(同1丁オ)とあるように、男性より優れた「識見」が強調され、先見の明に優れた女性が模範とされている。

「才学」の例話では、大著を記した女性(「紫式部」「曹世齊妻」、学問に秀でた女性(「ローラ」「カロリン 路古勒西」「ルクレシヤ マリア ダウツソン 路古勒西馬利大關 遜))が採用されている。稿本の説明文には「夫才学ハ華ノ如ク德行ハ実ノ如シ、德行アリテ之ニ才学ヲ加フルトキハ其徳益々美ナリ」(同42丁オ)とあり、他の德行に加えて更に「才学」あることが求められている。

「処変」の例話には、戦時の貞節(「鳥井与七郎妻」「細川忠興夫人」「楚平伯^{ハクエイ}嬴^{リン}」「韓氏女^{ハワリア}」「蘭氏^{ダツチエス})、戦時に夫を諫める賢明な判断(「土肥二郎実平妻」「楊夫人」「楊烈婦」)の他、智略(「巴威畧の^{バウリア}達^{ダツチエス}涉^ス」「山名禅高妻」「葛羅^ロ周^{チユース}の妻」)、戦時等の勇烈(「奥村助右衛門妻^{ダツチエス}」「^{トレイムイル}達^ス涉^ス夫人^{シユワツツブルグ}」「^{シュワツツブルグ}多^ス勒^ス梅^ス兒^ス」「蘇瓦突堡の女侯」等)を扱う内容があり、稿本の説明文の「古ノ賢女ノ変ニ処セルヤ、烈ナル者アリ、貞ナル者アリ智ナル者アリ勇ナル者アリ」(「婦女鑑原稿」巻六、1丁オーウ)と合致する。「処変」の具体的内容は、主に戦時等での〈貞節〉〈賢明〉〈智略〉〈勇烈〉等であることが分かる。

「雑徳」の例話では、個々の内容から分析すると、〈潔白〉(「老婆亀」)、〈弁通〉(「楚野弁女」「齊女徐吾」)、〈誠実〉(「^{ロンギウキール}倫^{コルネリ}屈^{メントノン}維^{カマ}爾^{マル}の女侯」)、〈質素〉(「^{コルネリ}哥^{メントノン}爾^{カマ}涅^{マル}利^{マル}」「^{カマ}綿^{マル}多^{マル}嫩^{マル})、〈忍耐〉(「仁恵婦女社の看護人」)、〈卓見〉(「加馬馬兒」)が称えられている。これまでの分類に入らない徳目に関する例話を最後に補っていることが分かる。

以上から、例話数の特徴としては、「母道」「識見」で中国の割合が比較的高く、「慈善」「愛国」で西洋の割合が際立って高く、「友愛」「忠誠」「才学」「雑徳」でも比較的西の割合が高いことが指摘できる。例話内容の特徴としては、まず、親への「孝行」が最重要で、「婦道」「母道」も比較的重視されている。「婦道」で女性の知識や教養が夫を助力するという内容が多数あるのは注目に値する。次に、「慈善」等で家以外の場での様々な活動が取り上げられていることも注目される。この「慈善」を始め「愛国」「雑徳」等で妻や母ではない女性が掲載されており、必ずしもこれが必要不可欠な条件とはされていないことが分かる。また、例話数は少ないが「忠誠」や「愛国」が女性にも必要とされている点も特筆すべきである。内容的には、妻・母役割を通じての間接的な「忠誠」や「愛国」ではなく、女性自らの直接的行動が扱われているのが特徴である。更に、「識見」「才学」「処変」では男性を凌ぐ力量を発揮する女性の話が中心である。このように、親への孝行、夫への奉仕、子への教育といった役割が重視されつつも、単に従順な女性が望まれているというわけではない。特に、家に収まらない行動規範も示されているという点では、後に成立する「良妻賢母」とは内容的に異なる面があると言えるであろう。

2 『幼学綱要』及び明治前期列伝形式女子用修身書との比較に見る『婦女鑑』の特質

『幼学綱要』編纂の趣旨は、序、例言、頒賜の際の勅諭などに詳しい。勅諭では、「方今学科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就学最モ当ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム」¹³⁾と趣旨が明示されている。元田の序文でも、彝倫道德が教学の要であること、仁義忠孝を本、知識才芸を末とする精神、これを幼少の児童に教えることの重要性等が、天皇の聖意を説明する形で繰り返し述べられている¹⁴⁾。これらは「教学大旨」「小学条目二件」第一項¹⁵⁾の趣旨に沿った内容で、これを受けて具体化した書が『幼学綱要』であると考えられる¹⁶⁾。

本文は20の徳目別(孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・誠実・仁慈・礼讓・儉素・忍耐・貞操・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・識断・勉職)に、説明文・経書の嘉言・和漢の例話が掲載されている。西洋の例話がないことは『婦女鑑』との大きな違いである¹⁷⁾。最初の5つの徳目は、儒教の「五倫」(父子・君臣・夫婦・長幼・朋友)に対応しており、その後に「勤学」や「立志」等の徳目を配列していることは、本末の別あることを示したものである。また、元田は最初、「君二事フマツルノ忠」を筆頭に掲げて案を作成していた¹⁸⁾。その内容は、万世一系の君を戴く臣民が忠君愛国の精神をもってその恩義に報いるべきことを示したものである。これについて久木幸男は、「儒教の常識を無視した配列」で、「流石に81年2月の「編纂稿本」では「孝行第一」「忠節第二」という順に訂正され、むしろ完成本(刊本)でも孝・忠の順になっている。ところが刊本は孝を第一におきながら、その例話として神武や仁明の神話・伝説を初めに掲げることによって、「天皇尊崇」を鼓吹する形になっている。」とし、元田が儒教とは異質の「天皇尊崇」を中心に儒教道徳を再編しようとした「特異」性を指摘して

いる¹⁹⁾。この「孝行」の例に限らず、多くの徳目では筆頭に天皇や皇后の例話が掲げられ、全般にわたり「天皇尊崇」の精神を感化しようとしたことが読み取れる。

女性の例話は圧倒的に少なく、全7巻、229話中32話で、多くが「和順」と「貞操」に集中している。「和順」では9話全てが女性の話で、筆頭は雄略天皇の皇后の例話である。徳目の説明文では忠孝に並べて夫婦を人倫の大義とし、例話は全て夫婦を扱い、妻の善言や行為が夫を助けることにつながったことを称えたものがほとんどである。「貞操」でも14話全てが女性の話で、徳目の説明文では貞操は婦徳の最も大なるものであるとされ、例話は早く死んだ夫の墓を守り通した話や、激しい行為で貞烈を極めた話が比較的多い。

このように『幼学綱要』では、編纂の趣旨、徳目や例話の配列等において、仁義忠孝を重視し、「天皇尊崇」の精神を感化しようとする姿勢が示されている。例話は和漢のみで、女性の例話は少なく、女性に期待する徳行が、主に夫を助ける行為と貞操を守る行為に集中している。一方『婦女鑑』では、「孝行」が筆頭にあるが「忠誠」は7番目で、「仁義忠孝」という徳を前面に出した配列ではない。また、皇后が華族女学校の読本として作成させたという趣旨が序に書かれている以外は、日本の皇后に関する例話などは掲載されていない。女性の例話の採用の仕方にも大きな違いが見られる。『婦女鑑』の凡例では、『幼学綱要』に掲載済みのものは重複するので採用しないと、『幼学綱要』の例話は前提として受け入れている。しかしそれに止まらず、和漢洋の多数の女性を採り上げ、上述のような多様な徳行を女性に期待していることは、『婦女鑑』の大きな特質である。

これは、明治前期の列伝形式女子用修身書の傾向との比較でも明らかである。当時の主要なものを概観すると²⁰⁾、日本の女性のみを採り上げた書が主流である。前述の徳田の研究でも「明治初年より明治二十年代までは和漢洋の三脉統のうち圧倒的に和が多く、漢これに次ぎ、洋は乏しく、そのままが明治初期の東西両洋文化の我が国において占めた位置を物語っている。」²¹⁾と指摘されている。和漢洋の例話を盛り込んでいること自体、当時としては画期的と見ることができる。また、徳目で明確に区分された書の掲載徳目数を見ると、1書につき2～4つの徳目を挙げたものが大部分で、孝・貞・母に関する徳目か、それに加えて平安時代等の女性文学者を扱った「才芸」や武士の妻の「節義」を挙げたものがほとんどである。例えば、代表書の一つである小島玄寿編『日本列女伝』（山中八郎、1878年）は、最も人数が多い部類で、3巻で約100人の女性を掲載しているが、徳目は「孝弟」「貞順」「母儀」の3つで区分されている。このような徳目のみに女性の徳行を限定せず、多様な徳目に該当する例話を採用していることが、『婦女鑑』の特質である。

3 西村茂樹選録『小学修身訓』の女性向け嘉言と『婦女鑑』の徳目との類似性

西村は、『婦女鑑』編纂以前、1873（明治6）年文部省編書課長に任命されて以来、文部大丞、文部大書記官、編輯局長、報告局長などを歴任していた。1884（明治17）年、宮内省文学御用掛に任命されて『婦女鑑』の編纂に当たることになった時も編輯局長の任にあった。この間、1880年3月、文部省機構の改編により編輯局が設けられて西村が局長になった当時、文部省編輯局から発行した修身教科書に、西村自らが選録した『小学修身訓』（同年4月）がある。上下2巻で、8つの徳目別（学問・生業・立志・修徳・養智・処事・家倫・交際²²⁾）に、和漢洋の嘉言を収録している。

西村は同年発表の「修身の教授法を論ず」で、「東西の道理を取捨して其中を得たる所の書」を選んで暗記させた後に教師が文義や古今の例を説明する方法を提唱し²³⁾、1877年に文部大書記官として第二大学区を学事巡視した際の報告²⁴⁾でも、修身を口授のみで行う現状を不相当としており、このような考えに基づき『小学修身訓』が編纂されたとみられる。適当な修身教科書が必要という考えは、宮中顧問官時代の修身書勅撰の提案（1887年²⁵⁾や、徳育を帝室で直接管理する「明倫院」設立の建言（1889年²⁶⁾の内容にもつながっていく。また、『婦女鑑』刊行の前年1886年12月に講演した『日本道德論』（翌年刊行）は、時に儒教主義の徳育論とされることもあるが²⁷⁾、西村は5つの理由を挙げて今日においては専ら儒教のみでは適当でない旨を述べている。日本の道德の基礎を立てるには「世外教」（仏教やキリスト教のような宗教）ではなく「世教」（儒道や西洋哲学）を用いるべきだが、専ら儒道のみ、哲学のみではならず、二教（儒教と哲学）の精粹を採り粗雑な部分を棄て、「世教中ニ於テ其教義ノ真理ニ協フ者ヲ採リテ是ヲ日本道德ノ基礎ト為スベシ」と主張している²⁸⁾。西村が『小学修身訓』において、儒教や西洋哲学・修身学の嘉言を多数収録しているのも、この時期のこのような主張と関係している

ものと考えられる。

西村は、『婦女鑑』の編纂に携わる以前にはまとまった女子教育論を発表していないが、『小学修身訓』には、凡例に「編中専ラ女子ノミヲ教フルノ語アリ。此ノ如キ類ハ。男子ノ為メニハ之ヲ略スルモ可ナリ。」²⁹⁾とある通り、女子のみを対象とした嘉言も収録されている。『婦女鑑』とは想定されている読者層が異なるため単純な比較はできないものの、『婦女鑑』編纂以前の西村の女子教育思想を知る上では重要な資料と見ることができる。

この女性向け嘉言を『婦女鑑』と対照させると、稿本の徳目の説明文と全く同一な文章が幾つもあることを指摘できる。「修徳」にある「男子ノ行事ハ。或ハ愛ヲ離レテ可ナルコトアリ。婦人ニ至リテハ。生涯ノ行事決シテ愛ノ一字ヲ離レバカラズ。貴女德斯デステール低爾」(『小学修身訓』³⁰⁾ p.102) という嘉言は、「婦女鑑原稿」の「慈善」の説明文の冒頭に全く同一な文章で使用されている。「立志」にある「(前略) 卓行善徳アル男子女子ヲ。其膝下ニ於テ薰陶養成スルコト。豈器械創造ヨリ大ナラズヤ。是レ豈世界上最上絶好ナル産物ニアラズヤ。約瑟ジョセフ麦斯多勒」(同p.98) も、「婦女鑑西洋篇草稿」の「母道」の説明文に、全く同一の文章で使用されている。更に、「修徳」にある、「宋若昭ノ女論語」からの2つの嘉言(同p.102) は、「婦女鑑西洋篇草稿」のみにあり後に除かれた「貞節」の説明文に部分的に使用されている。また、女性のみを対象とした嘉言ではないが、「修徳」の「君子ハ本ヲ務ム。本立テ道生ス。孝弟ハ其レ仁ヲ為スノ本与。論語」(同p.98) の後半部分は、「婦女鑑原稿」の「孝行」の説明文冒頭に使用されている。同様に、「家倫」の「兄弟ハ同根ヨリ出タル数幹ノ如ク。数幹ヨリ出タル数枝ノ如ク。又其気ノ連ルコト宛モナ指ノ如クナレバ。相和シ相愛セズンバアルベカラズ。勸懲雑話」(同p.111) は、「婦女鑑原稿」の「友愛」の説明文に全く同一の文章で使用されている。このように、西村は自ら選録した『小学修身訓』の嘉言を利用し『婦女鑑』の徳目の説明文を草稿していた、ということが明らかである。

その他の女性向け嘉言も『婦女鑑』の傾向と類似する。例えば、「家倫」にある「(前略) 一家ノ内事ニ注意シ。家中ノ費用ニ管係セル諸事ヲ整理シ。又男児ニハ学問ノ初歩ヲ教ヘ。女兒ニハ学問ノ全部ヲ教ユベシ。同上(＝理学問答、筆者註)」、「夫婦は子孫の相続く故にして人倫の始めなり。夫は外を治め婦は内を治む。夫は婦に礼儀正しく。婦は夫に和順なるべし。(中略) 初学訓」(同p.110) は、夫婦和順、治家、子女の教育を挙げた「婦女鑑原稿」の「婦道」の説明文等と類似する。「修徳」の「家ヲ治ムノ女ハ。惟儉惟勤。勤ムルトキハ家起リ。懶ナルトキハ家傾ク。儉ナルトキハ家富ミ。奢ルトキハ家貧シ。同上(＝宋若昭ノ女論語、筆者註)」(同p.102) は、「婦女鑑原稿」の「勤儉」の説明文や「婦道」「勤儉」の例話内容に近い。「処事」では『西洋品行論』³¹⁾から引用して、「(前略) 凡ソ一家ヲ治ムルニハ。規法ナカルベカラズ。精密ナラザルベカラズ。逐層累次セザルベカラズ。勉強セザルベカラズ。儉節ナラザルベカラズ。計謀ナカルベカラズ。識見ナカルベカラズ。志向ニ副フ才能ナカルベカラズ。以上ノ者皆事務ヲ為ス原素ナリ。品行論」(同pp.107-108) とあり、『婦女鑑』の「勤儉」「処変」の〈智略〉、「才学」、「識見」の徳目や例話内容に該当する。「養智」では、『西洋品行論』からの2つの嘉言で「聡明才智」や「裁度ノ智」の必要が説かれており(同p.106)、「婦女鑑原稿」の「識見」の説明文で「独知ノ明」を述べた箇所と類似する。「家倫」では、「弗氏ノ修身学」と「希氏ノ修身学」からの嘉言が一夫一婦を主張したものとして採用されており(同p.110)、『婦女鑑』の「雑徳」でも多妻制を卓見により廃した例話が採用されている。加えて、女性のみを対象とした嘉言ではないが、「交際」には「就中国ハ最モ愛スベキ者ナリ。」(同p.115) と「愛国」について扱った箇所もあり、これらも含めると、『婦女鑑』の徳目の区分のほとんどが『小学修身訓』でも扱われていたことになる。

なお、原典名からも関連を指摘できる。『西洋品行論』は「婦女鑑原稿」の記載によると10話の原典となっている。上述の「約瑟ジョセフ麦斯多勒」の嘉言も、『西洋品行論』の第二編「家ノ勢力」の「婦人ノ大事ヲ成就スル事」にある文章とほぼ同一である。「婦女鑑原稿」の「母道」の説明文にある拿破ナポレオン侖の話(巻四、1丁オ)も『西洋品行論』にある文章である。他にも、西洋の例話の原典である、ドラパルム著・和田順吉訳『訓蒙勸懲雑話』(文部省、1875年)やバルロオー著・中川元訳述『修身鑑』(普及舎、1878年)も、『小学修身訓』において、女性のみを対象とした嘉言ではないが、原典の一つとなっている。つまり、西村は『小学修身訓』編纂当時、『西洋品行論』などを参考にしており、そこで使用した嘉言を『婦女鑑』の草稿に用い、西洋の例話の原典としてもこれらの書物を使用した、ということが分かる。

以上、類似性を指摘したが、『婦女鑑』稿本の徳目の説明文と全く同一な文章が『小学修身訓』に幾つも見られることは特に重要で、両者の関係を明確に示すものである。西村は『小学修身訓』編纂当時、「孝行」や

「貞節」を重んじ、家を治め、子女の教育を行うことを女性の重要な職分として考え、女性が「勤儉」に努めることが必要であるとしていた。同時に、『西洋品行論』などの書物を参考に、「友愛」や「慈善」などの徳目も必要と考え、女性も聡明才智を備えていなければならず、先を見通す「識見」の能力も必要である等の考えを持っていたことが分かる。西村は、『小学修身訓』編纂当時から女性に対して重要と考えていた徳目をもって『婦女鑑』の徳目と例話内容を構成した、と理解できる。

おわりに

『婦女鑑』は『幼学綱要』の補遺として作成されたが、『婦女鑑』の徳目構成と例話内容を具体的に検討すると、『幼学綱要』における「仁義忠孝」重視、「天皇尊崇」の精神の感化といった面は引き継いでいないことが読み取れる。『婦女鑑』では、親を孝養・救済し、夫を助け、家を治め、子への教育・訓戒を行うなどの徳行が上位に据えられ重視されているが、「孝貞和順の儒教的女訓」³²⁾のみに女性の徳行の範囲が限定されているわけではないこともまた明らかである。これらに加えて「才学」や教養を持った女性が期待され、「識見」に優れるなど独自の判断で状況を打開する女性が採り上げられている。また特に、西洋の女性を模範像として、「慈善」や「愛国」の例話を掲載しているのは、この時期としては注目すべきことである。前述のような列伝形式の女子用修身書の流れの中で見た場合、『婦女鑑』は和漢洋にわたる例話を盛り込んだ総合的な列伝形式女子用修身書の登場と見ることができ、しかも、それまでに多く多くの徳目を女性に期待しており、特に「慈善」「愛国」などの徳目を取り入れた先駆的存在であったと考えられるのである。これは、『婦女鑑』が華族女学校の子女を対象として作成されたことにも関係しているものと考えられる。つまり、このような階層の子女に対して、早くから国家的・社会的な徳行にも目を向けさせようという編者の意図があったのではないかと思われる。

現実には、『婦女鑑』は皇族・宮内省関係者・華族女学校に下賜された³³⁾ほか、御用書肆吉川半七（後の吉川弘文館）が宮内省から許可を得て印刷し一般に販売され、第15版（1935年）まで出版された³⁴⁾。また、文部省『高等女学校用修身教科書』の凡例に、教師が実例を選択する際の参考書として記されている³⁵⁾ため、教師が実例を挙げる場合に用いられたことも考えられるが、良妻賢母の理念そのものとしては扱いにくい部分もあったであろうと思われる。その後昭和期に入り、『幼学綱要』の翻刻・解説書の出版が盛況になると軌を一にして、吉川弘文館編輯部註『婦女鑑抄』（吉川弘文館、1934年）、文部大臣による「忠孝」の題字が付された古口正雄編『現代語全訳婦女鑑読本』（皇道顕揚会、1935年）、岡村利平『謹解幼学綱要婦女鑑』（春陽堂、1939年）、「皇国の女性」の心構えや教育勅語等に関連させて解説が付された、東京高等師範学校教授も務めた巨理章三郎の『婦女鑑学ぐさ』（螢雪書院、1941年）が出版された。戦時下のイデオロギーに貢献したのか疑問な面もあるが、『婦女鑑』の内容の特質とは関係なく、明治天皇の皇后が編纂させた宮内省蔵版の書で『幼学綱要』の姉妹編、という成立事情から『婦女鑑』は性格付けられ、その内容の特質とは矛盾を孕んだ形で使用され続けることとなったのである。

註

- 1) 拙稿（浅川純子）『『婦女鑑』の成立事情と徳目構成—編纂稿本と刊本の検討を中心に—』『お茶の水女子大学人文科学紀要』第46巻、1993年、参照。なお従来、西村の『往事録』の記述（日本弘道会編『西村茂樹全集』第三巻、思文閣、1976年 所収、p.644）から、西村が1884（明治17）年10月に宮内省文学御用掛に任命されてから『婦女鑑』の編纂が始まったと考えられてきたが、宮内庁書陵部所蔵『婦女鑑 明治孝節録 出版録』（図書寮、自明治二十年至同四十四年）所収の「婦女鑑編修録」を見ると、明治14年4月から記載が始まり、元田のもとで『幼学綱要』編纂に携わった「仙石」「高崎」「山田安栄」等の名前や徳目案の記載等がある。つまり、『幼学綱要』刊行前の段階から、『幼学綱要』編纂関係者等による編纂が企画されていたことが分かる。のち明治15年1月に「川田」（文学御用掛の川田剛）が長となった記載があるが、同16年は記録が空白で、編纂は進まなかったとみられる。これを経て西村が編纂を命じられたことが分かる。
- 2) 「珠崖二義」は「孝行」に属するため1人、「鐘尾ふで女姉妹」は3人と数えた。
- 3) 海後宗臣編『日本教科書体系 近代編』第三巻 修身（三）、講談社、1962年、pp.593-596。
- 4) 拙稿（前掲註1）pp.193-194、pp.200-201参照。
- 5) 稿本に記載されている徳目と徳目の説明文は、西村茂樹の自筆とされている（教学局編『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧

越後『婦女鑑』の研究

- 図録』内閣印刷局、1941年、p.149)。
- 6) 拙稿(前掲註1) pp.201-205参照。12の徳目名は、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第一巻(龍吟社、1938年)の「解説」p.16で指摘されていたが、徳目の決定過程及び徳目の説明文の内容は明らかでなかった。なお徳目名と徳目の説明文は、刊本に近い「婦女鑑草稿」の段階で削除された(拙稿(前掲註1) pp.194-195参照)。
 - 7) 西谷成憲「『婦女鑑』に関する研究 草稿本の検討を中心にして」『多摩美術大学研究紀要』第9号、1995年。
 - 8) 徳田進『孝子説話集の研究 近代篇(明治期)―二十四孝を中心に―』井上書房、1964年、pp.234-245。
 - 9) 若桑みどり『皇后の肖像 昭憲皇太后の表象と女性の国民化』筑摩書房、2001年、p.115、p.152、p.165、p.338。
 - 10) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年、p.203。
 - 11) 片野真佐子『皇后の近代』講談社、2003年、p.58。引用文中の「ママ」は原文による。
 - 12) 徳目名と徳目の説明文の記述は「婦女鑑原稿」と「婦女鑑西洋篇草稿」にあるが(拙稿(前掲註1) pp.194-195参照)、以下では原則として「婦女鑑原稿」を用いる。
 - 13) 「幼学綱要頒賜勅諭」1882年(前掲『教育勅語渙発関係資料集』第一巻 所収) p.27。
 - 14) 『幼学綱要』宮内省、1882年(同上書所収) pp.29-30。
 - 15) 「教学大旨」(同上書所収) pp.3-4。
 - 16) この点は海後宗臣『教育勅語成立史の研究』(私家版、1965年)等で指摘されている。
 - 17) 元田永孚「古稀之記」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究会、1969年 所収、p.183)によると、編集員である高崎正風らの積極論によって一旦は西洋の例話の編纂がなされたが、1881年の「小学校教則綱領」で西洋史を除くことになり、文部卿からの要請があり削除に至った。
 - 18) 前掲『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』p.20。
 - 19) 久木幸男「明治儒教と教育―1880年代を中心に―」『横浜国立大学教育紀要』第28集、1988年、p.259。
 - 20) 以下の5書を参照した。①国立国会図書館参考書誌部編『婦人問題文献目録 図書部(1) 明治期編』国立国会図書館、1980年。②「修身教科書総目録」(前掲『日本教科書体系 近代編』第三巻 修身(三) 所収)。③前掲『孝子説話集の研究 近代篇(明治期)―二十四孝を中心に―』pp.70-75及びpp.397-400の表。④山清一「明治前期の小学校修身書にみる女子道德の変遷―学制頒布より修身書国定に到るまで―」『日白学園女子短期大学研究紀要』第2号、1965年、p.40の表「明治時代の女子用小学修身書の刊行状況」。⑤鳥居美和子編『教育文献総合目録第三集 明治以降教科書総合目録Ⅰ 小学校篇』小宮山書店、1967年。
 - 21) 前掲『孝子説話集の研究 近代篇(明治期)―二十四孝を中心に―』p.174。
 - 22) 編纂に当たり元田永孚が編纂主意を記して方針を文部省に示した(前掲『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』pp.10-11、p.144)か、又は西村から元田へ編集の基本方針を連絡していた(前掲『日本教科書体系 近代編』第三巻 修身(三)、p.594)ことが推測されている。編纂主意には「養智」を除く7つの徳目が記されている。
 - 23) 西村茂樹「修身の教授法を論ず」1880年(日本弘道会編『泊翁叢書』第二輯、日本弘道会、1912年 所収) pp.79-80。
 - 24) 「第二大学区巡視功程附録」(『文部省第四年報』第一冊 所収) p.46。
 - 25) 前掲『往事録』pp.652-654。
 - 26) 「土方宮内大臣へ建言」(「建言稿」下冊 所収(日本弘道会編『増補改訂西村茂樹全集』第4巻、思文閣、2006年 所収)) pp.325-327。
 - 27) 例えば、前掲『教育勅語成立史の研究』p.390。
 - 28) 西村茂樹『日本道德論』1887年(日本弘道会編『増補改訂西村茂樹全集』第1巻、思文閣、2004年 所収) p.103、pp.113-123。
 - 29) 西村茂樹選録『小学修身訓』文部省編輯局印行、1880年(宮田丈夫編『道德教育資料集成』1、第一法規出版、1959年 所収) p.92。
 - 30) 同上の文献による。以下同様。
 - 31) スマイルス著・中村正直訳『西洋品行論』珊瑚閣、1878-1880年。
 - 32) 前掲『皇后の肖像 昭憲皇太后の表象と女性の国民化』p.165。
 - 33) 宮内庁『明治天皇紀』第六、吉川弘文館、1971年、p.824及び同第七、1972年、p.14。宮内庁書陵部所蔵「出版録」(内事課、明治二十年、同廿一年、同廿六年)。
 - 34) 前掲「婦女鑑 明治孝節録 出版録」及び前掲「出版録」の記録により、吉川半七が印刷した1887年から1911年2月までの印刷部数を総計すると約7500部(下賜本、吉川半七印刷発行分、巻別販売分を全て含む)となる(以後の印刷部数は現在のところ不明)。
 - 35) 文部省『高等女学校用修身教科書』文学社、1901年。『婦女鑑』の他に『幼学綱要』『明治孝節録』『ひめ鑑』『西国立志編』『彰善会誌』の書名が挙げられている。